

あなたの声を

町づくりにも!!

「21世紀に向けた新たなまちづくり」「町民自らの手で造るまちづくり」を実現するため、広聴活動の一つとして「町長との対話サンデー」を8月より開設しましたが、現在までに来庁された方々より52件の提言を頂いております。今後も、皆さんの提言・ご意見など生の声を行政運営に生かして行きたいと思っております。

お気軽においで下さい。

◆日 時：毎月第3日曜日・午前9時から正午まで（今月は11月21日）

◆場 所：役場玄関ロビー

◆問い合わせ先：役場総務課（43-0221）

農業近代化資金 農業改良資金の既貸付金の条件緩和

今年6月からの長雨、日照不足、低温及び台風5・6・7・13号による被害農家に対して、農業近代化資金並びに農業改良資金の償還猶予等の条件緩和が行われることになりました。

◎条件緩和対象者

農業を主な業務とする方で、長雨、日照不足、低温及び台風5・6・7・13号による農作物等の減収量が平年における総収穫量の30/100以上で、かつ、その減収による損失額が平年における総収入額の10/100以上である方は条件緩和を受けることができます。

◎条件緩和の方法

据置期間及び償還期間の限度を満たしていない貸付金については、その限度の範囲内において、据置期間及び償還期間の延長を行われます。

また、今年度償還期日の来るもの（今年度最終償還期日の来るものを除く）については、今年度の償還元本額を減額して償還できることとなります。

◎条件緩和の手続

条件緩和を希望する方は、11月12日（金）までに産業課農産係（☎43-0080）へお知らせください。

青少年の健全育成

をめぐって

十一月は「全国青少年健全育成強調月間」です。

この強調月間は、家庭・学校・地域が一体となり、青少年の健全育成に対する理解と自覚を深め、その意識を高めることを目的に全国的に活動が展開されます。

二十一世紀を担う青少年の健やかな成長は、私たちみんなの願いです。家庭・学校・地域社会の連帯の輪を広げ、非行防止に向けた力強い地域運動を展開しましょう。

◎第三日曜日は「家庭の日」です。

青少年にとって、家庭は、人間形成に基本的な役割を果たす大切な場です。青少年の一人ひとりが自主性と存在感をもち、愛情・公共心・責任感などが培える家庭を築いていくためには、優しさと厳しさの調和のとれた親子・兄弟姉妹のなかで、平素から、どんな事でも話し合える雰囲気づくりが大切です。

◎非行防止はふれあいから

平素から、自分の子どもだけでなく、他人の子どもについても目を配り、温かい「愛の一声」をかけ、地域社会のみんなの力で、「たくましい三隅っ子」を育てましょう。

◎「環境の美化」
家の周辺など、身近な場所の美化に取り組み、ふれあいたうるおいに満ちた、あたにかいふるさとづくりを目指しましょう。



3月19日撮影